

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-7	記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 重大事故等対処設備と位置付ける。非常用交流電源設備は重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として位置付ける。 (新) 重大事故等対処設備と位置付ける。また、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として位置付ける。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-9	記載の適正化 (下線部削除)  (旧) 常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から (新) 常設代替交流電源設備から	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-13, 14	記載の適正化 (他技能条文との記載統一)  (旧) 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、 (新) 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-21, 31, 32	第1.10.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 記載の適正化  計装用電源の給電元母線を技術的能力1.14 (添付資料1.14.15) に記載している技術的能力1.15の給電経路と整合を図った。  また、添付資料1.10.2 対応手段として選定した設備の電源構成図についても上記修正の反映を行った。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-22, 23, 25, 27	記載の適正化  概要図の凡例の表記を見直し (縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより、概要図全体の見やすさの改善を図った)	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-27	第1.10.6図 概要図適正化。  概要図中のA/Bーアニュラス全量排気弁の上流のダンパを削除した (第1.10.1図, 第1.10.2図と整合を図り削除)。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-23, 41	第1.10.2図(概要図)と添付資料1.10.6の記載の適正化(下線部参照) ・第1.10.2図「操作対象機器」と添付資料1.10.6「2.弁番号及び弁名称一覧」における以下の弁名称を修正 (旧)3V-VS-102B窒素供給弁(SA対策) (新)3V-VS-102B窒素ガス供給弁(SA対策) ・添付資料1.10.6「2.弁番号及び弁名称一覧」における「3D-VS-653制御用空気供給弁」の操作場所を修正 (旧)周辺補機棟T.P.40.3m (新)原子炉補助建屋T.P.40.3m	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-38	記載の適正化(下線部参照) (旧)図1に示す通り (新)図1に示すとおり	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r.10.0)	1.10-29～32	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	